

# ライセンスの基礎 (クライアント及びサーバー)

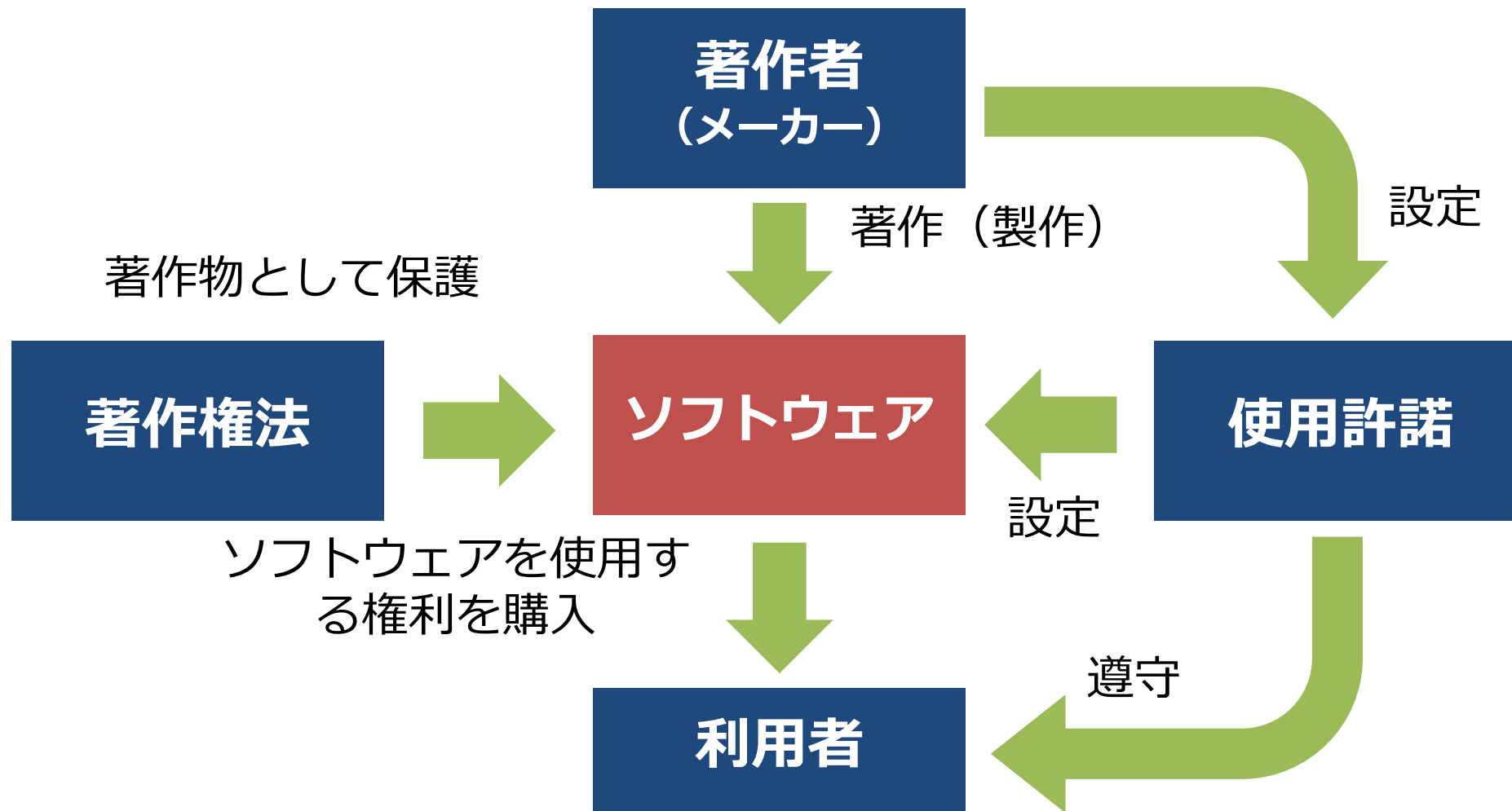
IT資産管理評価認定協会

理事 相田雄二

(株式会社ライセンスング ソリューションズ)

# ソフトウェア使用許諾と著作権の関係

ソフトウェアは著作物として著作権法で保護されており、使用許諾に従い使用しなければなりません



# 一般的なライセンス

- プリインストール/OEMソフトウェアのライセンス
- バンドルソフトウェアのライセンス
- パッケージソフトウェアのライセンス
- ボリュームライセンス
- サブスクリプション型（非継続）ライセンス
- クラウドサービスライセンス
- その他ソフトウェアのライセンス

# プリインストール/OEMソフトウェアのライセンス

## プリインストールソフトウェアとは？

- パソコンやサーバーなど、ハードウェアの購入時に、あらかじめインストールされているオペレーティングシステムやアプリケーションなど

## 一般的な使用許諾条件

- 調達したハードウェアを廃棄する場合に、使用権も一緒になくなるものが多い

予めハードディスクにインストールされているソフトウェア

ハードウェアの廃棄時にはソフトウェアの使用権も同時に消滅

アンインストールしても他のハードウェアでは使用不可

当該ハードウェアでしか利用できないことを判別できるようにしておく

# バンドルソフトウェアのライセンス

## バンドルソフトウェアとは？

- ハードウェアの調達時（たとえばプリンタや複合機、ルーターなど）に抱き合わせでついてくるソフトウェア
- たとえば、XeroxのDocuworksやAdobeのAcrobat、その他画像編集ファイル・年賀状ソフトなど
- 単にメディアを見てもパッケージ製品等と区別がつかないものもある

## 一般的な使用許諾条件

- 付属していたハードウェアが廃棄される際には、当該ソフトウェアの使用権がなくなるものが多くインストール数の制限がついている場合もある

プリンタや複合機、スキャナなどに付属

ハードウェアの廃棄時にはソフトウェアの使用権も同時に消滅

パッケージ製品等との見分けが困難

ハードウェアとの紐付に加え、ライセンスの種類を正しく判別し、パッケージ製品等と区別しておく

# パッケージソフトウェアのライセンス

パッケージソフトウェアとは？

- 量販店などで販売されている一般的に箱売りのソフトウェア・ライセンス
- 複数製品が同梱されているもの（スイート製品）もある

一般的な使用許諾条件

- 1台のハードウェアでのみ利用可能となっている場合、アンインストールすれば、他のハードウェアにインストールして利用することができる
- 使用許諾条件として、すべての同梱物がそろっていることが要求されるものがある
- ダウングレードが認められないものが多い

“箱売り”のソフトウェア・  
ライセンス

単一製品とスイート製品

同梱物すべてを把握しておく  
必要がある

同梱物が紛失・混在しないよう、  
識別して保管しておく。

# ボリュームライセンス

## ボリュームライセンスとは？

- 一つの使用許諾契約で、複数の使用権が認められるもの（1万台分のライセンスも1枚の使用許諾契約書にまとめられる）  
たとえば、Adobe Systems社のTLP、マイクロソフト社の包括契約（E.A.）、オープンライセンスなど
- ライセンスの種類によって許諾条件が異なる

## 一般的な使用許諾条件

- 使用許諾契約書が使用権を得ていることの証明になるものが多い
- ダウングレードが認められるものが多い

複数の使用権がまとめられた  
使用許諾契約

契約形態によって複数の  
使用許諾条件

使用権の証明はライセンス契約  
書のみ

保有ライセンスの確認が容易だが、  
使用許諾条件は都度詳細確認が必要

# ボリュームライセンスについての補足

ベンダー（パブリッシャー）内で  
同じ製品を購入する場合でも、多  
くのボリュームライセンスプログ  
ラムが存在する



**自組織のタイプ、現状や将来IT計画により  
適切なライセンスプログラムの選択が必要となる**



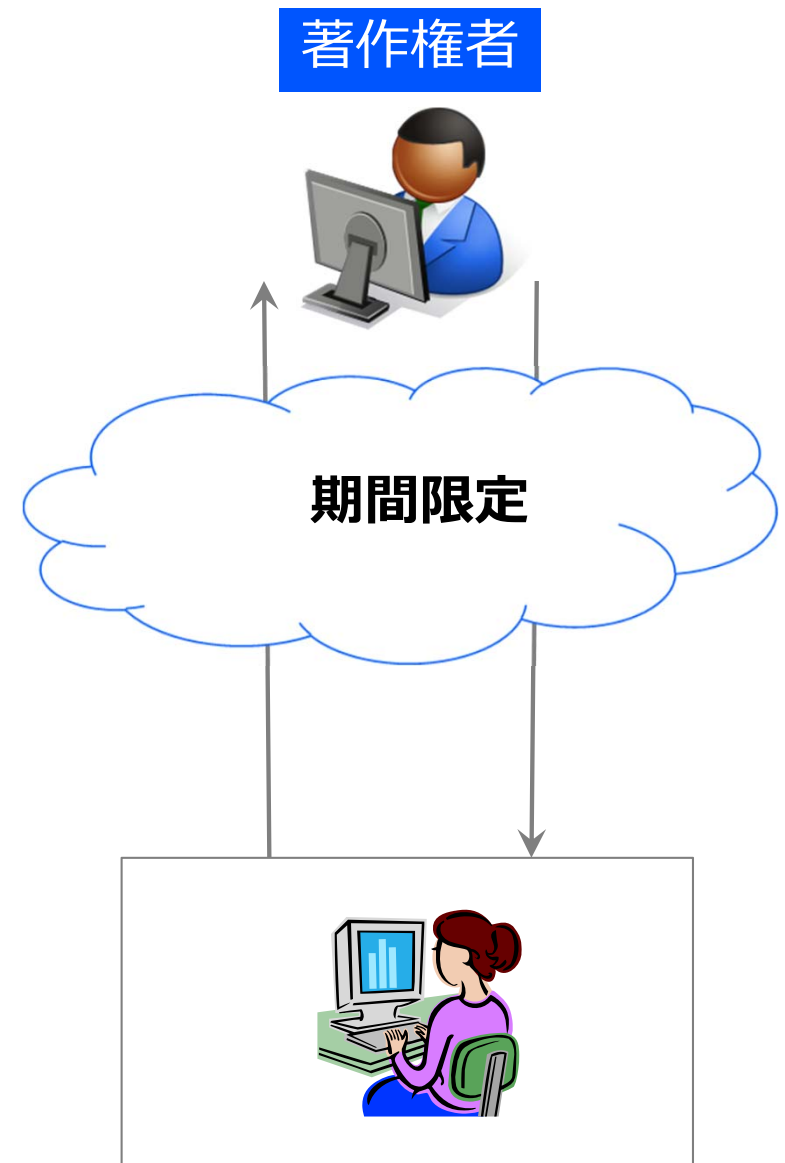
# サブスクリプション（非永続）型ライセンス

## サブスクリプションライセンスとは？

- 使用期限が定められているライセンス
- 基本的には期限後はソフトウェアの利用自体できなくなる
- 買取りオプションが付帯している場合もある

## ポイント

- ライセンスによっては、サブスクリプションライセンスのみが提供されているものがある（マイクロソフト社VDA、Windows per userなど）
- 使用期限を迎えた際の選択肢としては、更新するか、使用をやめるか、代替製品へ乗り換えるか、買取りを実施するか（提供されている場合）



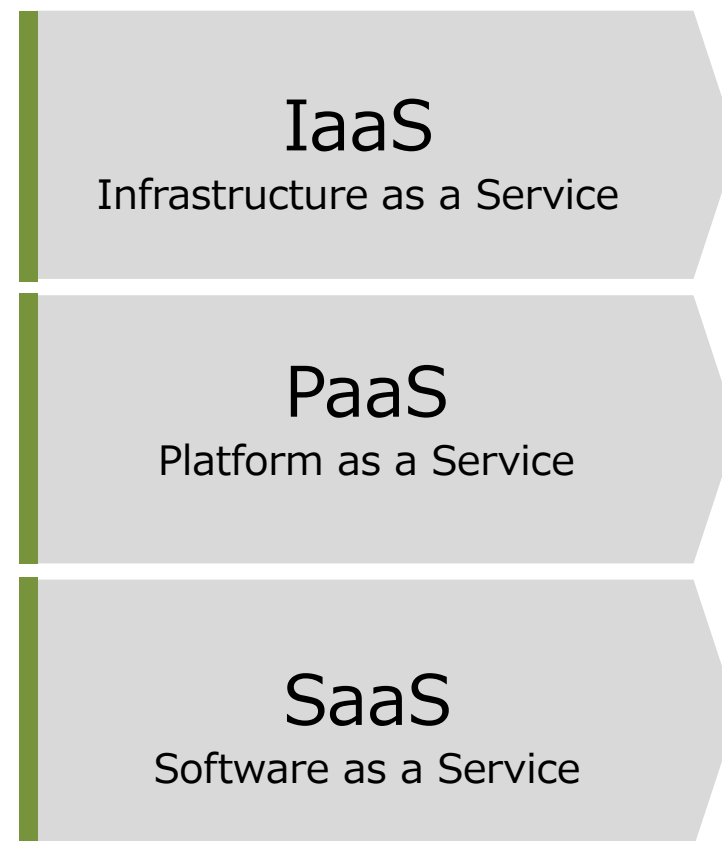
# クラウドサービスライセンス

## クラウドサービスライセンスとは？

- IaaS、PaaS、SaaS等、パブリッシャー（サービス提供側）側の、データセンター等の施設へアクセスし、サービスを利用するタイプのもの

## ポイント

- ネット接続を基本とする
- ライセンス料込みのサービスか、ライセンス料は別料金、または持ち込みが可能かを認識し、対応する必要がある
- SaaS系ではオフライン利用が可能なクラウドサービスも存在する（Adobe Creative Cloud、Microsoft Office 365 Pro Plus等）



# クラウドサービスライセンス（補足）

クラウドサービスという言葉の中にも、各種のサービス提供形態があります。下記3つは代表的な提供形態の種別となります。また同じ種別でも、提供会社やサービスにより提供/利用形態の違いがあります。



# その他ソフトウェアのライセンス

## アカデミックライセンスとは？

- 学校・教職員のために特別に用意されたライセンス。一般的な価格よりも割安に設定されている。
- 一般的な使用許諾条件
  - 学校・教職員以外は利用できない。
  - 授業用に利用するライセンスが別に定められている。

## 特別優待版ライセンスとは？

- 他社製品からの乗り換えや、期間限定のキャンペーン販売など。
- 一般的な使用許諾条件
  - 乗り換え元を持っていないとされないものが多い。
  - 法人での利用が認められていないものも多い。

組織によって  
利用できるライセンスは異なる

法人や組織では  
利用できないライセンスがある

販売時期によって条件が異なる  
ライセンスがある

ソフトウェアを使用する前には、  
必ず使用許諾条件を適宜確認する。

# ライセンス契約の選び方

同じソリューションやソフトウェアを利用する際にも、調達ライセンスの形態による特性があり、またメリットとデメリットが存在します。

単体契約	一般的な組織向け。但し同じ法人のみで利用できるものや、関連会社や海外子会社でも使えるもの等、正しいライセンス契約を選択する必要がある
クラウド契約	新規で導入するサービス、かつ利用ボリュームの上下が見込まれる場合に適します。最新版の利用が求められたり、バックアップやBCP対策が必要なシステム向けにも
包括契約	バージョン、エディションがある程度標準化されており、更に最新版が出た場合は、概ね3,4年で最新版にアップグレードして利用する組織向け
サブスクリプション契約	クラウド契約と同様ですが、特にハードウェアの調達と管理を組織内で行いたい場合の選択となります
サイトライセンス契約	開発プロジェクト等で一時的に利用ボリュームが非常に大きくなる場合、または特定ベンダー技術に依存する際に限定されます

# 使用許諾の対象と利用時のポイント

- デバイスライセンス
- ユーザーライセンス
- アップグレード・ダウングレード
- ダウンエディション

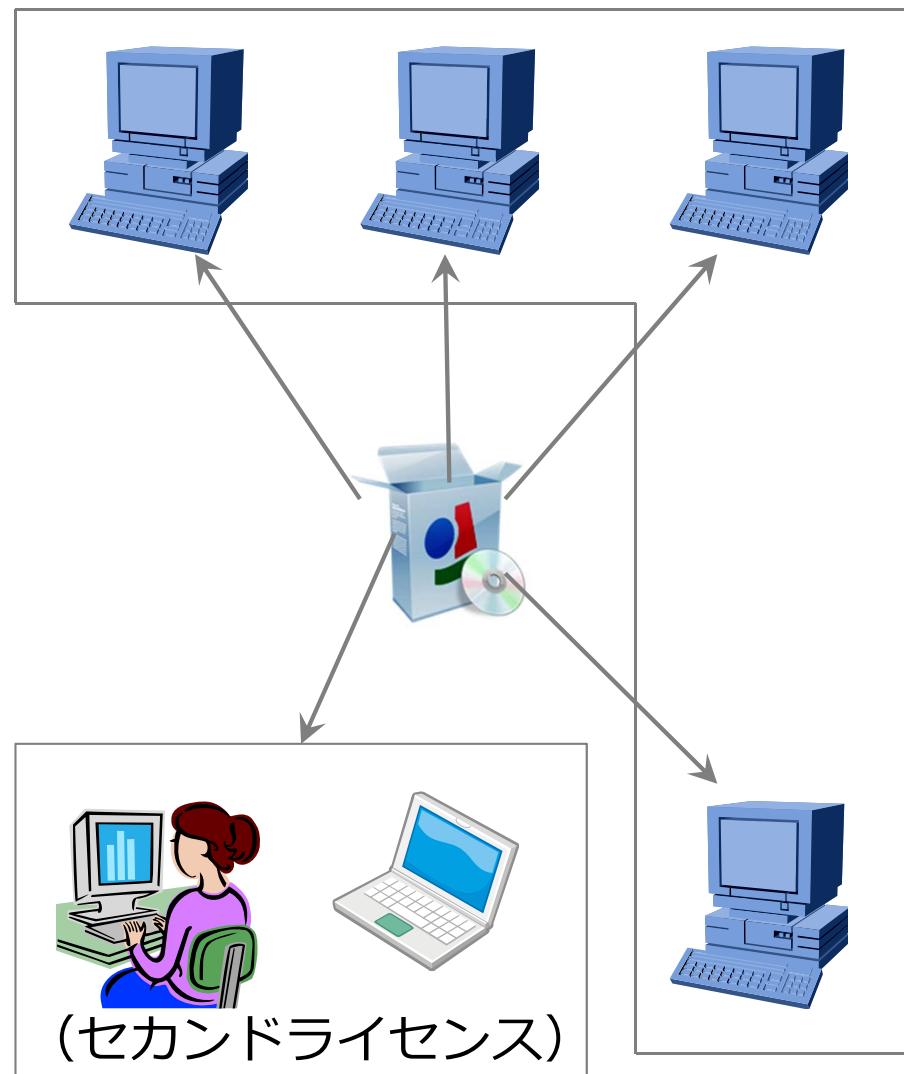
# デバイスライセンス

## デバイスライセンスとは？

- デバイスとは、ハードウェアのことをいう
- デバイスの台数ごとに使用権を必要とするもの
- 「セカンドライセンス」という形態を持つものもある

## ポイント

- デバイスの数によるため、比較的容易に利用数を把握することが可能
- ただし、セカンドライセンスは、組織内での利用者の管理は簡単ではない



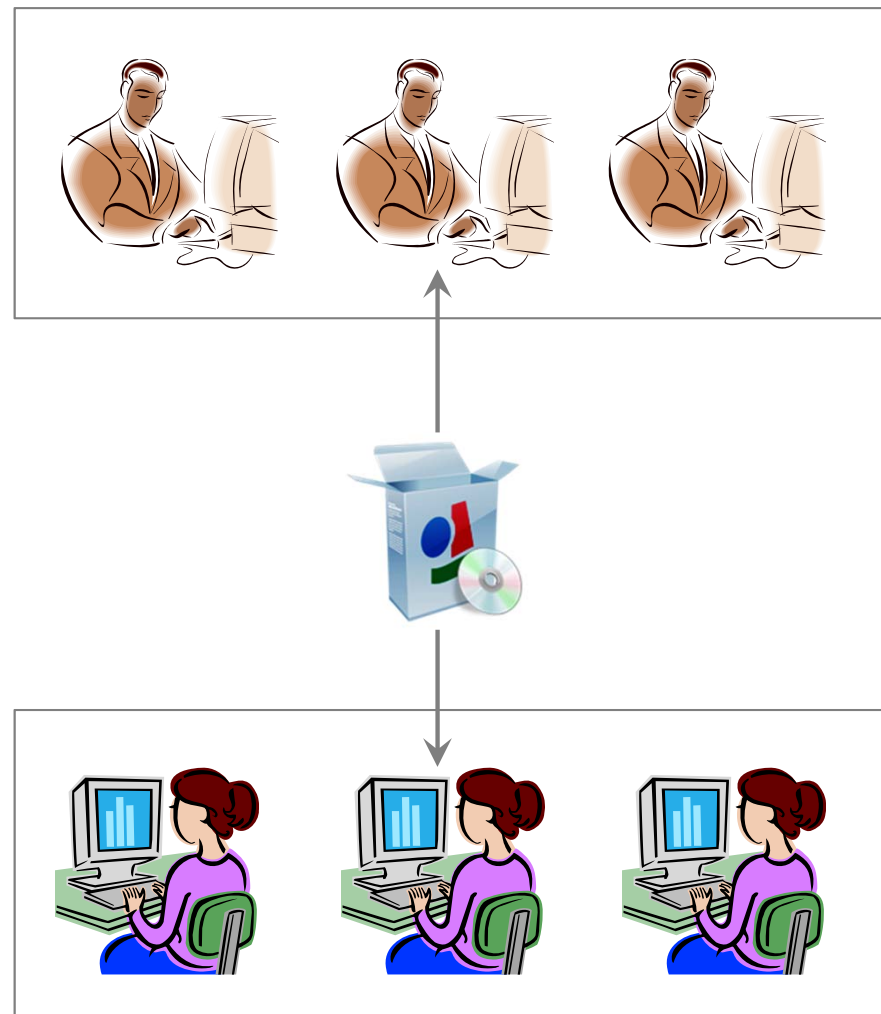
# ユーザーライセンス

## ユーザーライセンスとは？

- 利用者数ごとに使用権を必要とするもの
- 開発系のソフトウェアが多く、中には、サブスクリプション（期間限定の使用権）のようなものもある

## ポイント

- 利用者が同一であれば何台でも利用可能
- 共有のデバイスでユーザーライセンスを使用する場合には、他のユーザーが利用しないような環境を持つなどの注意が必要





# アップグレード・ダウングレード

## アップグレードライセンスとは？

- 元となるライセンスに紐づけて、新しいバージョンのソフトウェアが利用できる権利。
- アップグレードできる範囲が定められているものが多い。

## ダウングレードライセンスとは？

- 使用権が与えられているソフトウェアのバージョンよりも古いバージョンで利用できる権利。
- ボリュームライセンスで認められており、パッケージライセンスでは認められていないものが多い。



# ダウンエディション

## ■ ダウンエディション権とは？

- 通常は認められていない、エディションをダウンして利用できる権利付きのライセンス。
- ダウンエディション可能な製品、エディション等の制約条件があるものが多い。
- 基本的には購入した製品の製品使用権付帯の条件が適用される場合が多い。
- ダウングレード権と、ダウンエディション権を組み合わせることも可能

SQL Server 2017 **Enterprise**



SQL Server 2017 **Standard**



Windows Server 2012  
**Datacenter**



2008 **Enterprise** 2008 **Standard**



# サーバーのライセンス

- 一般的なサーバーライセンス
- CPUライセンス
- IBM・Oracleの代表的なサーバーライセンス
- その他サーバーライセンスの注意事項
  - ・インストール時の注意事項
  - ・保守契約時の注意事項

# 一般的なサーバーライセンス

## CPUライセンス

- CPUのメーカーやコア数によって必要ライセンス数が決定されるもの

## ユーザーライセンス

- 利用するユーザー数によって必要ライセンス数が決定されるもの

## CAL (Client Access License)

- サーバーの機能を利用するために接続するユーザー数またはデバイス数によって決定されるもの

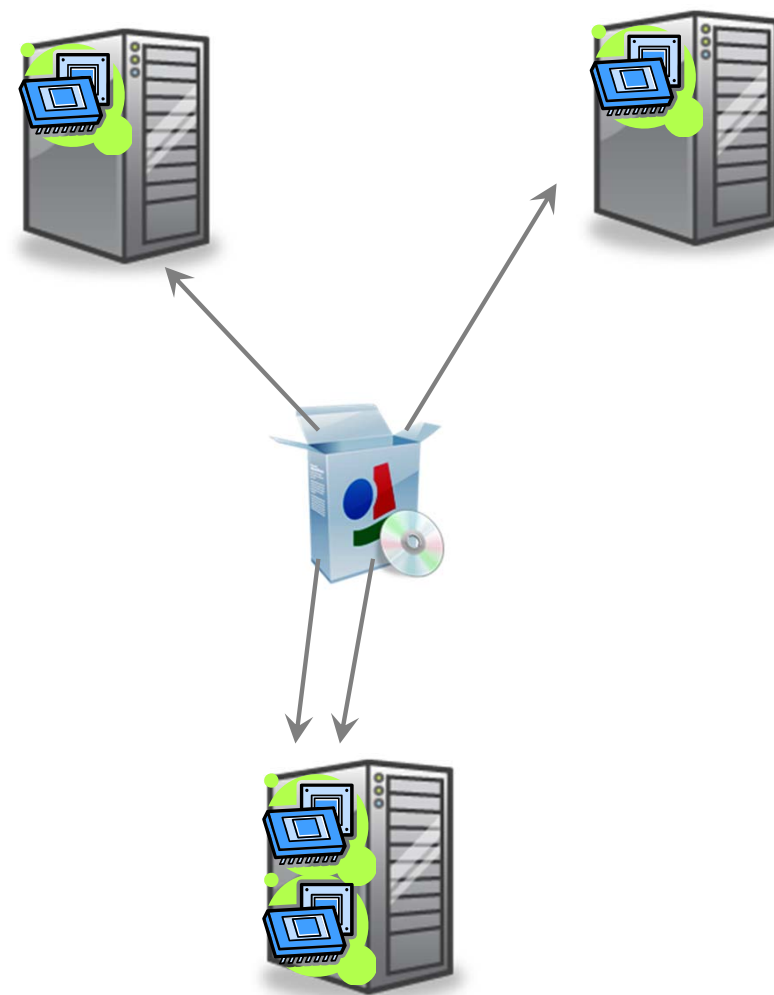
# CPUライセンス

## CPUライセンスとは？

- CPUとは、パソコンやサーバーに搭載されている「中央演算装置」のことをいう。
- CPUライセンスとはこの中央演算装置の数や性能に対して使用権を必要とするもの。
- プロセッサライセンス、コアライセンスともいう。

## ポイント

- CPUライセンスは、単純な物理数だけではなく、コア数に課金されたり、Oracleのように、CPUのベンダーによって課金係数が異なるものがある。
- 物理数以外の課金単位があるライセンスについては、注意が必要。



# IBM・Oracleの代表的なサーバーライセンス

## IBM

ライセンス形態	概要
プロセッサバリューユニット課金	導入するサーバーのコア数に対して課金する仕組み。CPUの種類によって異なる。別途IBMより提供される「PVU Table per Core」によって必要数を算定する。
ユーザー課金	使用するユーザー数に応じて課金される。
ソケット課金	サーバーのCPUソケット数で課金される。

## Oracle

ライセンス形態	概要
Named User Plus	使用するユーザー数に応じて課金される。
Processor	サーバーのプロセッサ数や種類に応じて課金される。別途Oracleより提供される「Oracle Processor Core Factor Table」によってライセンス算定のための計数を確認する。

# 仮想化環境の注意事項

## 物理デバイスの 特定

- 必ず調達したライセンスとインストールされるソフトウェアを照合すること 特にエディションには十分に留意すること

## 仮想環境の ライセンス

- 保守会社の調達内容を検証すること
- サーバーの構成は必ず記録し、確認可能にしておくこと
- サーバーの構成変更時には、使用許諾条件との照合を行うこと

# その他サーバーライセンスの注意事項

## インストール時の 注意事項

- 必ず調達したライセンスとインストールされるソフトウェアを照合すること 特にエディションには十分に留意すること

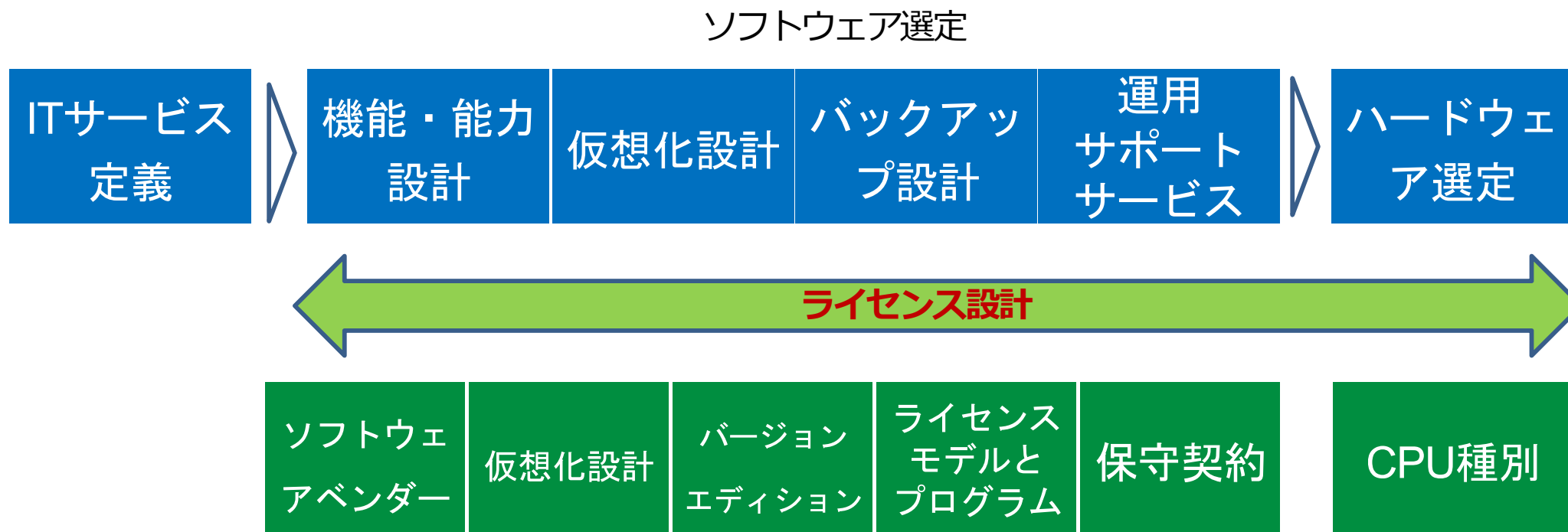
## 保守契約時の 注意事項

- 保守会社の調達内容を検証すること
- サーバーの構成は必ず記録し、確認可能にしておくこと
- サーバーの構成変更時には、使用許諾条件との照合を行うこと



# ライセンス設計の必要性

何らかのITサービスを設計して導入する際に、ソフトウェアライセンスを十分に検討し、設計や契約を行うことが見過ごされていたり、重要視されていないケースが多くあります。しかし、調達コストと運用コストを最適化するためには、**ライセンス設計**という観点も加味して、**ITサービスを設計、導入する必要**があります。





一般社団法人IT資産管理評価認定協会